平成29年度 高齢者在宅福祉サービス一覧表

No.	サービス事業名	主な目的	利用対象者	料 金 等	サービス事業内容	備	考
		バランスの良い食事	・65歳以上の虚弱な単身者	一食700円	下部、中富は昼食	すこやかセンターにて調理	配食サービス事業
1	配食サービス	による栄養補給	• 高齢者のみの世帯等	生活保護世帯、住民税非課税世帯、	身延地区は夕食	みのぶ荘にて調理	実施要綱
		・配達の際の安否確認	以上の方で調理困難な者	または住民税の均等割のみが課税されている世帯に属する者は400円		(社協委託事業)	
	生きがいデイサービス	社会的孤立感の解消	・60歳以上で虚弱な単身者	-0600円	送迎	於:下部保健福祉センター	高齢者生きがい活 動支援通所事業実 施要綱
		自立生活の助長	閉じこもりがちな高齢者	(利用料200円+昼食代400円)	健康チェックやゲーム等	月曜・火曜・木曜・金曜(4日間)	
		・要介護状態になること	・介護認定を受けていない高齢者		• 転倒予防教室	於:身延福祉センター	
2		の予防			□腔機能向上教室	月曜日から金曜日(5日間実施)	
					• 栄養改善教室	(社協委託事業)	
					フットケア教室		
	軽度生活援助	日常生活上の軽易援助	・65歳以上で虚弱な単身者		週2時間以内で家事援助中心	(社協委託事業)	生活支援事業実施
3	(自立ホームヘルプサービス)	要介護状態の進行防止	• 高齢者のみの世帯等	一時間あたり229円	• 炊事、洗濯、掃除等		要綱(軽度生活援助)
		• 自立の援助	・以上に準ずる世帯の者				
		・ 急病等の不安解消	• 高齢者で虚弱な単身者		消防署への緊急通報	NPO安心安全見守りセンター	町単独事業
4	ふれあいペンダント	・災害時等の連絡確保	・高齢者のみの世帯等	無料	・ 急病等への連絡対応		緊急通報システム事業
			・以上に準ずる世帯の者		・定期的な連絡確認		
		孤独感を和らげる	• 高齢者で虚弱な単身者		週一回の確認コール		町単独事業
5	ふれあいコール	・対話不足の解消	・高齢者のみの世帯等	無料	ボランティアに委託	AT SECOND	5 F 34 F A
	1514 (2001 13-170	•安否確認	・以上に準ずる世帯の者	7864-4	MODO TO TESSEE	SOUTH METERS	
		・交流の機会を持つ	・高齢者で虚弱な単身者		・自宅訪問し交流をする		町単独事業
6	友愛訪問	話し相手を務める	・高齢者のみの世帯等	無料	声かけ運動のひとつ		到 十 近子米
	/文 多 加可	- 90 O 18 T 2 22 90 O	・以上に準ずる世帯の者	<i>™</i> ₩	・老人クラブ等に委託		
		介護用品代の負担軽減	・介護度3、4、5の認定者で	限度額を	・紙おむつ等の介護用品代助成		
7	介護用品等助成事業	・ 力設用品への負担軽減・ 在宅生活の継続、向上	町民税非課税世帯	超える分は自己負担	・介護度3:限度額5,000円/月額		介護用品助成事業 実施要綱
		- 任七王/四切(極初)、同工	・在宅の上記該当高齢者	他えるかは自己負担	介護皮4.5:限度額7,500円/月額		
		・原見叛笑の海上祭頭	 任七の工品該当向即台 65歳以上の寝たきり、認知症の者 	6 F00M#			生活支援事業実施
8	寝具類等洗濯	・寝具類等の衛生管理		6,500円を	・寝具類の水洗い乾燥消毒		要綱(寝具類等洗 濯乾燥消毒サービ
0	乾燥消毒サービス		・その他、必要と認めた者	超える分は自己負担	• 年2回以内		ス)
		・頭髪の衛生管理	・65歳以上の寝たきり、認知症の者	3,500円を	たウスの計画用学の	理容サービス券を発行	生活支援事業実施
9	計画研学の共 レコ	・ 筑髪の開土官珪			・在宅での訪問理美容	理合り一し人分を共门	エロス版争条大心 要綱(訪問理容 サービス事業)
9	訪問理美容サービス		・その他、必要と認めた者	超える分は自己負担	•年3回以内		サービス争業が
		共同生活等の体験宿泊	・要介護認定を受けてない者	食材料費実費負担	・老人福祉施設への一時宿泊	委託先;功徳会、慈生園	
10	老人ホーム短期入所 (養護老人ホーム)	体調調整を図る。	65歳以上の高齢者	宿泊日数×381円自己負担	 生活習慣等の指導 	20070 ; 30m21 miles	生活管理指導短期 宿泊事業実施要網
10		・中間別走と区で。	・その他、必要と認めた者		•原則7日以内		
		・短期利用者の対応	 ・65歳以上の寝たきり、認知症高齢者 	特殊寝台は、1回当たり6,000円	・電動ベッド等の短期貸出		
11	性 <u></u>						特殊寝台貸与事業 実施要綱
11	特殊寝台等貸与		・要介護認定者で一時外泊者 ・その他、必要と認めた者	単何丁寺は、無科	・車イス等の短期貸出 ※長期は介護保険適用	409),	
		徘徊高齢者の早期発見	・約60歳以上の徘徊高齢者	初期設置費用の助成	・徘徊探索機の貸与		
10	徘徊高齢者家族支援		* 別のの成以上の肝に固動性	が知政巨其用の助成		・ココセコムとの契約に 対し、加入料(5,000	徘徊高齢者家族支 援事業実施要綱
12	肝凹向即自豕肤又拔	・介護者の負担軽減	マの仏 心悪に図めた本	通信費用等は、自己負担	・捜索、救助等に活用	円) と付属品代(2,000円) を助成	
		へ## # □★の充済	・その他、必要と認めた者		ケ 同の人様老の作い		DT XX 本 **
13	家族介護者交流会 (在宅介護者の集い)	・介護者同士の交流	・在宅での要援護者の介護者	210#PP#A11	・年一回の介護者の集い		町単独事業
13		情報交換の場の提供	・介護度4以上の方の介護者	参加費用実費負担	****************************		
14	集落敬老事業	・介護者の気分転換	G ##	HALIO CONT. + 17.7.7.1.4	実施主体:社会福祉協議会	******	
		身近な敬老会実施	・区、集落	補助限度額を超える分は、自己負担	・集落で行なう敬老事業に対する補助	・補助金交付は、年度内1回	集落敬老事業補助 金交付規程
		• 高齢者を敬愛	, and the second	4	・町内在住の70歳以上の高齢者	・複数回開催の場合は、	
		0.0000000000000000000000000000000000000	OD45075		-人につき1,000円を補助	まとめて申請する。	*******
15	敬老祝金支給	・9月の敬老週間に	・9月15日現在77歳の方	101 \ A + //^	・77歳の方⇒3,000円支給	満100歳祝金は本町に50	敬老祝金支給条例
		年一回の敬老祝意	・9月15日現在88歳以上の方	祝い金支給	・88~99歳⇒5,000円支給	年以上住所を有する方が 対象で、誕生日に町で慶	
					• 100歳以上 ⇒10,000円支給	祝訪問をいたします。	
		• 長寿者に対する慶祝	・年度内に100歳を迎える方		•満100歳 ⇒300,000円支給		
10	**	114 MO . E + 114 - 1- 11	OF THE STATE OF TH	der steel	救急医療情報キットの提供		
16	救急医療情報キット	・ 救急隊員へ医療情報の提供	・65歳以上の高齢者で単身者	無料	(筒状のプラスチックボトル)		